

令和2年岳南排水路管理組合議会定例会（10月）会議録

令和2年10月26日（月）

1 出席議員（9名）

1番	須藤	秀忠	議員
2番	米山	享範	議員
3番	川窪	吉男	議員
4番	吉川	隆之	議員
5番	荻田	丈仁	議員
6番	杉山	諭	議員
7番	山下	いづみ	議員
8番	萩野	基行	議員
10番	齋藤	和文	議員

2 欠席議員（1名）

9番 中村憲一 議員

3 説明のため出席した者（9名）

管 理 者	小長井	義正	君
副 管 理 者	仁藤	哲	君
代表監査委員	山田	充彦	君
富士市上下水道部長	諫訪部	浩康	君
富士市産業経済部長	山田	教文	君
富士宮市水道部長	渡辺	文英	君
局 長	渡辺	孝	君
参事兼施設課長	山本	太	君
総務課長	根上	忠記	君

4 出席した事務局職員（4名）

管 理 係 長	小泉	大輔	君
庶務係長	後藤	洋幸	君
庶務係主査	渡邊	友貴	君
庶務係主事	佐野	光則	君

5 議事日程 (第1号)

日程第1 議長選挙について

6 議事日程 (第1号-2)

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長選挙について

日程第5 報第2号 専決処分の報告について

日程第6 認第1号 令和元年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定
について

日程第7 議第6号 令和2年度岳南排水路管理組合会計補正予算について
(第1号)

日程第8 議第7号 岳南排水路管理組合職員の分限に関する条例及び岳南
排水路管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例の一部を改正する条例制定について

日程第9 議第8号 岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求める
ことについて

午前10時 開会

○総務課長（根上忠記君） ここで、本定例会に欠席する議員をご報告します。中村憲一議員は所用のため欠席の旨の届出がございましたので、ご報告いたします。

本定例会は、当組合議会議員の改選後最初の議会でありますので、議長が選舉されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっています。

出席議員中、須藤秀忠議員が年長議員でありますので、ご紹介いたします。須藤議員、議長席へお願ひいたします。

（臨時議長、議長席に着席）

○臨時議長（須藤秀忠議員） ただいまご紹介いただきました須藤秀忠でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから岳南排水路管理組合議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第1 議長選挙について

○臨時議長（須藤秀忠議員） 日程第1 岳南排水路管理組合議会議長選挙を行います。お諮りいたします。

議長選挙の方法についてご意見を求める。

○10番（齋藤和文議員） 議長。

○臨時議長（須藤秀忠議員） 10番 齋藤和文議員。

○10番（齋藤和文議員） 当組合議会の議長は、今まで富士市選出議員のうちから選出をしております。今回も同様に、議長は富士市選出議員のうちから選出願いたく、富士市議員さんとのご相談により指名推選されますよう、お取り計らいをお願いいたします。

○臨時議長（須藤秀忠議員） ありがとうございました。ただいまお聞きのとおり、議長については富士市選出議員のうちから選出願い、選挙の方法は指名推選で行われたいとのご意見がありましたが、さよう決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、議長については富士市選出議員のうちから選出願い、選挙の方法は

指名推選で行うことに決しました。

では、富士市選出の議員の方々はご相談を願います。

暫時休憩いたします。

午前10時3分 休憩

午前10時5分 再開

○臨時議長（須藤秀忠議員） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

では、どなたか、ご相談の結果のご報告をお願いいたします。

○7番（山下いづみ議員） 議長。

○臨時議長（須藤秀忠議員） 7番 山下いづみ議員。

○7番（山下いづみ議員） 議長には、米山享範議員を私たちは推薦いたします。お願ひいたします。

○臨時議長（須藤秀忠議員） ありがとうございました。お聞きのとおり、議長に2番米山享範議員をとのご推薦がありました。

お諮りいたします。

ただいま推薦されました米山享範議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって米山享範議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました米山享範議員が議場におられますので、本席から会議規則第18条第2項の規定による告知をいたします。

米山享範議員、議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○2番（米山享範議員） このたび議長に推薦していただきまして、誠にありがとうございます。1年間議長をやらせていただきましたけれども、様々な諸問題、流量計の問題等ありましたけれども、職員の努力によって無事解決できたことをうれしく思っています。また、議員各位におかれましては、引き続き2年目もスムーズな議事運営ができますよう、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

○臨時議長（須藤秀忠議員） ありがとうございました。これで私の臨時議長の職務を終わらせていただきます。

議長、議長席へお着き願います。

（臨時議長、新議長と議長席交代）

○議長（米山享範議員） それでは、引き続き、お手元に配付いたしてあります議事日程に従い会議を続けます。

日程第1 議席の指定

○議長（米山享範議員） 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条の規定により議長において指定いたします。

議席については、ただいまご着席願っております議席とし、その番号及び議員氏名を総務課長から報告いたさせます。

○総務課長（根上忠記君） 議長。

○議長（米山享範議員） 総務課長。

○総務課長（根上忠記君） それでは、議席の番号及び議員氏名を報告いたします。

1番 須 藤 秀 忠 議 員	2番 米 山 享 範 議 員
3番 川 崩 吉 男 議 員	4番 吉 川 隆 之 議 員
5番 荻 田 丈 仁 議 員	6番 杉 山 諭 議 員
7番 山 下 いづみ 議 員	8番 萩 野 基 行 議 員
9番 中 村 憲 一 議 員	10番 齋 藤 和 文 議 員

以上でございます。

○議長（米山享範議員） 報告を終わります。

ただいま報告いたしましたとおり、議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（米山享範議員） 日程第2 会議録署名議員の指名ですが、会議規則第35条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

3番	川 崩 吉 男 議 員
4番	吉 川 隆 之 議 員

以上2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（米山享範議員） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第4 副議長選挙について

○議長（米山享範議員） 日程第4 岳南排水路管理組合議会副議長選挙を行います。

副議長選挙の方法についてご意見を求める。

○10番（齋藤和文議員） 議長。

○議長（米山享範議員） 10番 齋藤和文議員。

○10番（齋藤和文議員） 副議長につきましても、議長と同様に、富士市選出議員から選出をこれまでもされておりますので、今回もそのようにお願いをしたいと思います。

なお、選挙の方法につきましても、指名推選によりよろしくお願ひします。

○議長（米山享範議員） ただいまお聞きのとおり、副議長については富士市選出議員のうちから選出願い、選挙の方法は指名推選で行われたいとのご意見がありましたら、さよう決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって副議長選挙については富士市選出議員のうちから選出願い、選挙の方法については指名推選で行うことに決しました。

では、富士市選出議員の方々はご相談を願います。

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（米山享範議員） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

では、どなたか、ご相談の結果をご報告願います。

○7番（山下いづみ議員） 議長。

○議長（米山享範議員） 7番 山下いづみ議員。

○7番（山下いづみ議員） 杉山諭議員を推薦いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（米山享範議員） ただいまお聞きのとおり、副議長に6番杉山諭議員とのご推薦がありました。

お諮りいたします。

ただいま推薦されました6番杉山諭議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よってただいま推薦されました杉山諭議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました杉山諭議員が議場におられますので、本席から会議規則第18条第2項の規定による告知をいたします。

杉山諭議員、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○6番（杉山 諭議員） 議長。

○議長（米山享範議員） 6番 杉山諭議員。

○6番（杉山 諭議員） ただいま副議長にご推薦いただきました杉山諭です。米山享範議長と議会運営をスムーズに進めますよう努力してまいります。よろしくお願ひします。

○議長（米山享範議員） 副議長就任の挨拶を終わります。

それでは、ここで管理者から発言の申出がありますので、これを許します。

○管理者（小長井義正君） 議長。

○議長（米山享範議員） 管理者。

○管理者（小長井義正君） お許しを得ましたので、本定例会に上程いたします議案の審議に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、本組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、本組合議会議員の任期が去る9月30日に満了となったことに伴い、富士、富士宮両市に組合議員の選挙をお願いいたしましたところ、岳南排水路に造詣の深い前任議員の方々が選出されましたことは、誠にご同慶の至りに存じます。

また、先ほどの正副議長選挙におきまして、議長に米山享範議員、副議長に杉山諭議員が当選され、誠におめでとうございます。

今後とも岳南排水路の管理運営につきまして、なお一層のご理解、ご協力を願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議を賜ります議案の大要につきまして説明申し上げます。

最初に、報第2号専決処分の報告についてであります。本組合が管理するマンホールの鉄蓋に車両が接触し、当該車両に損傷を与えたことに伴う損害賠償の額の決定及び和解につきまして専決処分をいたしましたので、報告をするものであります。

次に、認第1号令和元年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入が6億1,486万円余、歳出が5億9,531万円余であります。歳入を前年度と比較しますと、3,150万円余、率にしまして4.9%の減となっております。これ

は使用料及び財産運用収入などが減少したことによるものであります。

なお、各工場の岳南排水路使用に係る使用料収入は、前年度から1,914万円余、率にして4.1%の減少となり、また、この使用料収入の基礎となります排水量につきましては、前年度から約1,696万立方メートル、率にして7%の減少となりました。

次に、歳出ですが、前年度と比較しますと、1,566万円余、率にして2.6%の減となっております。これは、施設管理費及び施設維持改良費は増加しておりますが、総務管理費及び積立金が減少したことによるものであります。

なお、全ての事業は計画どおり執行することができました。今後も、当地域の産業振興と環境保全のため、施設の維持管理になお一層の努力をしてまいる所存であります。

次に、議第6号令和2年度岳南排水路管理組合会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ155万1,000円を追加し、6億1,155万1,000円とするものであります。主な補正理由であります。令和元年度の決算確定に伴う前年度繰越金の減額及び岳南排水路基金繰入金の増額、そして、過年度において消費税の取扱いに誤りがあり、修正申告が必要となったことに伴う一般管理費の増額であります。

次に、議第7号岳南排水路管理組合職員の分限に関する条例及び岳南排水路管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、人事評価結果の給与等への反映を実施することに伴い、関連する2件の条例について、一括して改正するものであります。

次に、議第8号ですが、この案件は人事案件でありますので、後ほど上程いたしました際、改めて説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、上程案件につきまして、概要のみ申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、私からの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（米山享範議員） 発言を終わります。

引き続きまして、副管理者から、本会議に説明のため出席しております職員の紹介がありますので発言を許します。

○副管理者（仁藤 哲君） 議長。

○議長（米山享範議員） 副管理者。

○副管理者（仁藤 哲君） それでは、お手元に配付いたしてございますが、私から本定例会に説明員として出席いたしております職員の紹介を申し上げます。

まず、事務局から紹介させていただきます。

局長の渡辺孝。

- 局長（渡辺 孝君） 渡辺です。よろしくお願ひいたします。
- 副管理者（仁藤 哲君） 参事兼施設課長の山本太。
- 参事兼施設課長（山本 太君） 山本です。よろしくお願ひいたします。
- 副管理者（仁藤 哲君） 総務課長の根上忠記。
- 総務課長（根上忠記君） 根上です。よろしくお願ひします。
- 副管理者（仁藤 哲君） 次に、当管理組合の構成市の関係部長として、富士市から上下水道部長の諏訪部浩康。
- 富士市上下水道部長（諏訪部浩康君） 諏訪部です。よろしくお願ひします。
- 副管理者（仁藤 哲君） 同じく産業経済部長の山田教文。
- 富士市産業経済部長（山田教文君） 山田です。よろしくお願ひいたします。
- 副管理者（仁藤 哲君） 富士宮市から水道部長の渡辺文英。
- 富士宮市水道部長（渡辺文英君） 渡辺と申します。よろしくお願ひいたします。
- 副管理者（仁藤 哲君） 私は副管理者の仁藤哲でございます。
- 以上で紹介を終わります。
- 議長（米山享範議員） 発言を終わります。

日程第5 報第2号専決処分の報告について

- 議長（米山享範議員） 日程第5 報第2号専決処分の報告についてを議題といたします。

当局の報告を求めます。

- 局長（渡辺 孝君） 議長。

- 議長（米山享範議員） 局長。

- 局長（渡辺 孝君） ただいま上程されました報第2号専決処分の報告についてご説明をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行った下水道施設による物件損傷事故に係る損害賠償額の決定及び和解について、同条第2項の規定により報告をするものです。

議案書の3ページをお願いいたします。本件事故は、令和2年7月26日日曜日、午前2時ごろ、富士市久沢94-1地先の公道上におきまして、相手方の運転する車両が登り坂を走行中、本組合が管理しているマンホールの鉄蓋まわりの舗装が下がっていたため、車両の下回りが鉄蓋に接触したものです。

過失割合は管理組合側が10割となっております。この事故による損害ですが、

相手方に人的損害はありませんでしたが、物的損害として、相手方車両の骨格部品である左サイドメンバー等を損傷しております。

賠償及び和解金額は57万8,308円。

相手方は記載のとおりであります。

なお、賠償額は全て下水道賠償責任保険の保険金で賄っております。

4ページをお願いいたします。こちらには、詳細の車両修理費負担割合を記載してございます。

5ページをお願いいたします。事故発生箇所の位置図を添付してございます。

最後になりますが、このような事故が発生し、大変申し訳なく思っております。施設管理につきましては、毎月2回、全線の巡視を行っており、マンホールについては、目視のみならず、できるだけ車両で乗ることにより、段差やがたつき、クラック等の異常の有無を確認していたところですが、今回の事故を踏まえ、より一層の注意を払ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○議長（米山享範議員） 当局の報告を終わります。

これから報第2号について質疑に入ります。——質疑を終わります。

以上で報第2号専決処分の報告を終わります。

日程第6 認第1号令和元年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定について

○議長（米山享範議員） 日程第6 認第1号令和元年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算内容について、当局の説明を求めます。

○局長（渡辺 孝君） 議長。

○議長（米山享範議員） 局長。

○局長（渡辺 孝君） ただいま上程されました認第1号令和元年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書の1ページをお願いいたします。令和元年度の歳入歳出決算は、歳入総額6億1,486万3,855円、歳出総額5億9,531万2,604円、歳入歳出差引残額1,955万1,251円でございます。

先ほど管理者から総括説明がございましたので、直ちに内容説明に入らせていただきます。なお、詳細につきましては、表紙が薄緑色の事業報告書を併せてご参照いただきます

ようお願い申し上げます。

それでは、歳入歳出決算の事項別明細書に基づきご説明をいたします。最初に歳入ですが、決算書の6、7ページ、併せて事業報告書の8、9ページをご覧ください。

1款使用料及び手数料は、予算現額4億4,164万3,000円に対し、調定額、収入済額はともに4億4,381万1,390円となっております。なお、歳入総額に占める使用料及び手数料の割合は72.2%となっております。

このうち1項1目1節使用料は、調定額、収入済額ともに4億4,355万2,765円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。

補正ですが、排水量が当初の見込みを下回ったことにより、750万円を減額措置しております。

次に、この使用料の算定基礎となる許可排水量及び実績排水量についてご説明いたしますので、事業報告書の12、13ページ、別表-3、岳南排水路路線別排水量及び使用料認定実績表をご覧ください。

まず、使用工場数ですが、前年度と変わらず87工場となっております。

基本料金の算定基礎となる許可排水量は、表の右上、太枠内に記載しておりますよう、日量111万8,792立方メートルで、前年度に比較して4,043立方メートル、0.4%の減となっております。

また、従量料金の算定基礎となる実績排水量は、表の右下、太枠のA欄に記載しておりますよう、年間2億2,385万4,413立方メートルで、前年度と比較して1,695万5,864立方メートル、7.0%の減となっております。これは主として大手製紙工場における洋紙系抄紙機の停止などによるものです。

なお、B欄の4億4,355万2,765円は、基本料金と従量料金を合わせた年間使用料収入で、前年度と比較して1,914万9,214円、4.1%の減となっております。

決算書の6ページにお戻りください。2款財産収入ですが、1項1目利子及び配当金は、岳南排水路基金及び職員退職手当基金の運用に伴う利子等の収入で、予算現額5,272万5,000円に対し、調定額、収入済額はともに5,272万3,258円となっております。その内訳は、国債などの債券の利子等によるものが5,271万6,177円、大口定期預金の利子によるものが7,081円となっております。

また、補正ですが、岳南排水路基金では、債券の売却差益等により694万3,000円の増額となり、職員退職手当基金では、大口定期預金の利率が当初見込みを下回ったことにより2万4,000円の減額となったことで、差引き691万9,000円を増額措置しております。

次の3款繰入金は、岳南排水路基金からの繰入れで、予算現額8,000万円に対し、調定額、収入済額はともに8,000万円となっております。

補正ですが、前年度繰越金が当初の見込みを上回ったことにより1,500万円を減額措置しております。

次の4款繰越金は、前年度の決算確定に伴い、538万8,000円の増額補正を行ったことにより、予算現額は3,538万8,000円となり、これに対する調定額、収入済額はともに3,538万8,157円となっております。

5款諸収入ですが、2項雑入の次のページ、2目弁償金で不適切排水に伴う損害賠償金290万円の増額補正を行ったことにより、5款諸収入の予算現額は295万1,000円となり、これに対する調定額、収入済額はともに294万1,050円となっております。

以上、歳入の合計は、予算現額6億1,270万7,000円に対し、調定額、収入済額はともに6億1,486万3,855円となっております。

10、11ページをお願いいたします。歳出になります。なお、事業報告書の14、15ページを併せてご覧ください。

まず、1款議会費ですが、予算現額44万1,000円に対し、支出済額は36万3,312円で、執行率は82.4%、7万7,688円が不用額となっております。内訳は、組合議会議員10人の報酬費30万9,000円及び事務局運営経費5万4,312円で、定例会2回、臨時会1回の議会開催に係る所要経費でございます。

次の2款総務費ですが、予算現額5億4,916万1,000円に対し、支出済額は5億3,722万6,034円で、執行率は97.8%、1,193万4,966円が不用額となっております。

このうち、1項1目一般管理費は、予算現額1億3,751万6,000円に対し、支出済額は1億3,520万4,512円で、執行率は98.3%、231万1,488円が不用額となっております。

内訳ですが、給与費は一般職14人に係る人件費など1億222万5,867円で、歳出総額の17.2%を占めております。

また、人事管理費1,052万8,632円は、臨時職員の賃金、職員研修及び職員厚生費等の経費で、事務管理費557万8,400円は事務運営経費、そして財産管理費949万613円は庁舎、車両、用地管理などに係る所要経費でございます。

次の公租公課費738万1,000円は消費税となります。

補正につきましては、時間外勤務の増による職員手当の増、給与改定等に伴う給料、職員手当等、共済費の増、また、派遣職員と嘱託職員の構成変動等に伴う負担金、補助及び

交付金並びに賃金の減により、差引き 158万2,000円を減額措置しております。

次の12、13ページをお願いいたします。2項施設管理費ですが、1目排水管理費は、予算現額172万3,000円に対し、支出済額は156万7,800円で、執行率は91.0%、15万5,200円が不用額となっております。

内訳ですが、水質調査費36万8,933円は各路線の水質調査に係る経費、硫化水素調査費119万8,867円は、管路施設保全のため硫化水素調査に係る経費でございます。

続いて、2目下水道管理費は、予算現額5,496万3,000円に対し、支出済額は4,971万5,753円で、執行率は90.5%、不用額は524万7,247円となっております。

内訳ですが、維持補修費2,142万5,080円は人孔床版の取替えや人孔整備、管内補修工事など、保守点検費2,648万2,932円は管内点検調査作業委託など、また、下水道管理事務費180万7,741円は管理事務に係る所要経費でございます。

次に、3目ポンプ場管理費は、予算現額4,195万9,000円に対し、支出済額は3,994万6,607円で、執行率は95.2%、201万2,393円が不用額となっております。

内訳ですが、維持補修費474万1,000円は今泉ポンプ場の門扉取替えや樹木管理など、保守点検費3,161万6,904円は今泉ポンプ場の運転管理業務及び電気工作物保安管理業務など、ポンプ場管理事務費358万8,703円は、主として電気料及び工業用水使用料など主ポンプ運転に係る経常的な経費でございます。

次に、3項1目施設改良費は、予算現額3億1,300万円に対し、支出済額は3億1,079万1,362円で、執行率は99.3%、不用額は220万8,638円となっております。この科目は、施設の維持保全対策のための改良事業に要する経費で、歳出総額の52.2%を占めております。

内訳ですが、管渠施設費のうち保全対策事業費2億579万5,200円は、管更生などの工事11件でございます。

また、管渠施設事務費133万3,022円は、管渠の施設改良における所要経費でございます。

次のポンプ場施設費のうち保全対策事業費1億363万1,600円は、ポンプ場ストックマネジメント計画策定や1号主ポンプ分解点検作業に係る委託料と、計装設備の更新など3件の工事請負費でございます。

次に、3款公債費でございます。予算現額1万円ですが、借入れの必要がなく、未執行となっております。

14、15ページをお願いいたします。続いて、4款諸支出金でございます。1項1目
岳南排水路基金積立金は、予算現額5,271万7,000円に対し、支出済額は
5,271万6,177円、執行率は99.9%、不用額は823円となっております。

内訳ですが、債券の運用利子が4,633万9,000円、償還差益が6万6,808円、
売却差益が631万369円となっており、これらを基金として積み立てるものでござい
ます。

補正ですが、債券売却差益等の増分694万3,000円を増額措置しております。

次の2目職員退職手当基金積立金は、予算現額500万8,000円に対し、支出済額は
500万7,081円、不用額は919円でございます。

内訳ですが、大口定期預金による利子収入7,081円と基金積立金500万円でござい
ます。

補正ですが、大口定期預金の利率が当初見込みを下回ったことにより、2万4,000円
を減額措置しております。

基金の年度末現在高でございますが、事業報告書の25ページ、別表-5、基金運用状
況をご覧ください。

1、岳南排水路基金の決算年度末現在高は、表の着色部分右端に記載しておりますが、
33億8,983万3,907円でございます。このうち、国債、政府保証債及び地方債等
の購入金額は、ページ中ほどの基金預金状況の表中、下から2行目の右端に括弧書きで記
載してございますように、額面総額28億円の債券を27億5,668万9,910円で購
入しております。

また、2、職員退職手当基金でございますが、決算年度末現在高は
3,707万4,824円となっております。

決算書の14、15ページにお戻りください。5款予備費でございますが、予算現額は
537万円で、同額が不用額となっております。

補正ですが、予算調整のため37万円を増額措置しております。

以上、歳出の合計は、予算現額6億1,270万7,000円に対し、支出済額は
5億9,531万2,604円で、不用額は1,739万4,396円となっております。

次の16ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。歳入総額は
6億1,486万4,000円、歳出総額は5億9,531万3,000円、歳入歳出差引額
は1,955万1,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、同額が
実質収支額となっております。

続いて17、18ページ、財産に関する調書をお願いいたします。1、公有財産のうち

(1) 土地及び建物ですが、ともに決算年度中の増減はなく、土地においては行政財産と普通財産とを合わせて1万7,784.49平方メートル、建物においては999.93平方メートルとなっております。

次の19、20ページの下段、(2) 物権につきましても、決算年度中の増減はなく、地上権設定用地が4,263.68平方メートルとなっております。

続いて、21、22ページをお願いいたします。2、物品につきましても、取得価格1件30万円以上の物品の年度中の増減はなく、車両など27件となっております。

23、24ページをお願いいたします。3、施設（管きよ）ですが、こちらも決算年度中の増減はなく、年度末現在高は3万8,161.56メートルとなっております。

25ページをお願いいたします。4、基金でございますが、先ほどご説明をいたしましたとおり、(1) 岳南排水路基金の決算年度末現在高は33億8,983万3,907円、また、(2) 職員退職手当基金の決算年度末現在高は3,707万4,824円でございます。

以上で認第1号令和元年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（米山享範議員） 当局の説明を終わります。

監査の結果について、山田代表監査委員の報告を求めます。

○代表監査委員（山田充彦君） 議長。

○議長（米山享範議員） 代表監査委員。

○代表監査委員（山田充彦君） ご指名がありましたので、令和元年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算及び基金運用状況等の審査結果についてご報告申し上げます。

審査は令和2年8月5日に実施いたしました。

審査に当たりましては、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、基金運用状況及び会計書類が地方自治法等関係法令に準拠して作成されているか確認するとともに、決算数値の照合を行い、併せて関係職員から説明を聴取して審査を行いました。その結果、決算書及び附属関係書類等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と符合し、また、予算の執行、財産の管理、基金の運用状況等につきましても適正であり、事務事業の執行も所期の目的に沿ったものと認められました。

これらの審査結果につきましては、お手元に配付いたしております令和元年度岳南排水路管理組合会計決算審査意見書にお示ししておりますので、ご参照くださるようお願ひいたします。決算数値の詳細につきましては、先ほど事務局より説明がありましたので、私からは省略させていただきます。

岳南排水路使用工場の多くを占める紙産業を取り巻く環境は、新型コロナウイルスの影

響を受け、テレワーク化によるオフィス用紙の需要減少などで先行きが樂観視できない状況にあり、現行の料金体系の下では、自主財源である使用料収入の増収を見込むことは難しく、減収傾向が続くものと予想されます。

一方、岳南排水路管理組合におきましては、施設の多くが耐用年数を迎えるに当たり、長寿命化や更新等の改築事業に多額の経費を要することから、今後も財源不足を補うために基金の取崩しを余儀なくされるとともに、基金残高及び基金運用財産収入の減少など、厳しい財政状況が続くものと思われます。そのため、今後においても、持続的かつ効率的な維持管理の適正化を旨として、施設のダウンサイジング等を含めたストックマネジメントに基づく改築を計画的に実行していくとともに、限られた財源の中で健全な事業執行を図るアセットマネジメントの導入も視野に入れながら、将来を見据えた運営に努められることを要望し、令和元年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算及び基金運用状況等の審査の報告といたします。

○議長（米山享範議員）　監査委員の報告を終わります。

これから認第1号について質疑に入ります。——質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論を終わります。

これから採決に入ります。

認第1号令和元年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算については原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって認第1号は原案どおり認定されました。

日程第7　議第6号令和2年度岳南排水路管理組合会計補正予算について（第1号）

○議長（米山享範議員）　日程第7　議第6号令和2年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（渡辺　孝君）　議長。

○議長（米山享範議員）　局長。

○局長（渡辺　孝君）　ただいま上程されました議第6号令和2年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の8ページをお願いいたします。令和2年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第1号）は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万1,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,155万1,000円とするものでございます。

先ほど管理者から総括説明がされておりますので、直ちに内容説明に入らせていただきます。

議案書の12、13ページをお願いいたします。2、歳入でございます。3款1項1目岳南排水路基金繰入金は、前年度繰越金の減額を補うために、補正前の額1億300万円に1,200万円を増額し、1億1,500万円とするものです。

また、4款1項1目前年度繰越金は、決算確定に伴い、補正前の額3,000万円から1,044万9,000円を減額し、1,955万1,000円とするものでございます。

続きまして次のページ、3、歳出でございます。2款1項1目一般管理費は、補正前の額1億3,504万8,000円に229万9,000円を増額し、

1億3,734万7,000円とするものです。これは、過年度における消費税申告において、債券売却に伴う非課税処理と派遣職員の給与費負担金の取扱いに関して、税務署より過少申告の指摘があり、追加の納税が必要となったことによるものです。消費税の取扱いに関する認識の不足から、このような事案が発生したことにつきまして、深くおわびを申し上げます。今後はこのようなことがないよう、組織として消費税に対する理解度を高め、チェック体制の拡充を図っていきたいと考えております。

一般管理費増額の内訳ですが、26節公課費に消費税不足額191万8,000円を追加し、併せて21節補償、補填及び賠償金に過少申告に伴う延滞税及び加算税38万1,000円を計上するものです。

次の2款3項1目施設改良費は、1,200万円について財源更正を行うものです。

また、5款1項1目予備費は、補正前の額500万円から74万8,000円を減額し、425万2,000円とするもので、これは調整予算として補正をお願いするものでございます。

以上、議第6号令和2年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（米山享範議員） 当局の説明を終わります。

これから議第6号について質疑に入ります。——質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第6号令和2年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第1号）については原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議第6号は原案どおり可決されました。

日程第8 議第7号岳南排水路管理組合職員の分限に関する条例及び岳南排水路管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（米山享範議員）　日程第8 議第7号岳南排水路管理組合職員の分限に関する条例及び岳南排水路管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（渡辺 孝君）　議長。

○議長（米山享範議員）　局長。

○局長（渡辺 孝君）　それでは、議第7号岳南排水路管理組合職員の分限に関する条例及び岳南排水路管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたしますので、議案書の16ページをお願いいたします。

本条例の制定の経緯ですが、平成26年に地方公務員法の一部が改正され、同法第23条第2項において、人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用することが規定されました。この改正を受け、本組合では、平成28年度から人事評価を開始しておりますが、人事評価の活用に向けて検討を重ねた結果、給与、昇給、任用及び分限について、人事評価結果を反映させることといたしました。本案は、人事評価結果の給与等への反映を実施することに伴い、関連する2件の条例について一括して改正するものであります。

それでは、条例の内容についてご説明いたしますので、議案書の17ページ、併せまして黄色の表紙、議案参考資料1ページの新旧対照表をお願いいたします。各条例の改正内容につきましては新旧対照表によりご説明をいたします。

初めに、第1条、岳南排水路管理組合職員の分限に関する条例の一部改正でありますが、分限処分のうち、職員の降給の事由につきましては、地方公務員法第27条第2項により条例で定めることとされております。降給の事由については、改正前の第3条第1号において「勤務成績が良くない場合」とあるものを、改正後は「人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績が良くない場合」に改めます。併せて、同条における用語の整理を行います。

次に、第2条、岳南排水路管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部

改正ですが、本組合では、地方公務員法第58条の2第3項の規定に基づき、職員の給与の状況等の概要を「広報がくはい」及び本組合ウェブサイトで公表しております。昇給等への人事評価結果の反映を実施することから、地方公務員法の規定に合わせ、第4条第3号に新たに「人事評価の状況」を追加し、これに伴い、同条第7号に規定する勤務成績の評定の状況を公表事項から削除いたします。併せて、規定の追加による号の繰下げを行います。

議案書の17ページをお願いいたします。最後に、附則ですが、本条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上で議第7号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（米山享範議員） 当局の説明を終わります。

これから議第7号について質疑に入ります。——質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第7号岳南排水路管理組合職員の分限に関する条例及び岳南排水路管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定については原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第7号は原案どおり可決されました。

日程第9 議第8号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意
を求めるについて

○議長（米山享範議員） 日程第9 議第8号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、10番齋藤和文議員の退席を求めます。

（10番 齋藤和文議員 退席）

本案について、管理者の説明を求めます。

○管理者（小長井義正君） 議長。

○議長（米山享範議員） 管理者。

○管理者（小長井義正君） 議第8号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めるについて、提案理由を説明申し上げます。

このたびご同意を賜りたい監査委員は、議会議員のうちから選任される委員であります。

先般、管理組合議会議員の任期満了に伴い、同時に議員のうちから選任される監査委員が欠員となっております。これにより、組合規約第11条第2項の規定により後任委員を選任したく、ご同意を得ようとするものであります。

提案申し上げました富士宮市上条729番地の1、富士宮市議会議員齋藤和文氏は、議員のうちから選任する監査委員として最も適任であると存じますので、何とぞ議員各位のご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上であります。

○議長（米山享範議員） 説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事に関するものでありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって直ちに採決に入ります。

議第8号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることがあります。原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第8号は原案どおり同意されました。

10番齋藤和文議員の入場を求めます。

（10番 齋藤和文議員 入場）

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。よって本日の会議を閉じ、岳南排水路管理組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時 閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

令和2年12月24日

臨時議長 須藤秀忠

議長 米山享範

会議録署名議員 川窪吉男

会議録署名議員 吉川隆之
